

あすのば入学・新生活応援給付金-2022年度-

あすのば入学・新生活応援給付金は、2023年4月に入学や新生活を迎える方々を対象に、「あなたのことを想っている人々が『ここにいるよ。』という多くの方々のメッセージとともに給付金をお届けする事業です。給付金は返済不要で、成績も問いません。



申込できる人

ア)現在、住民税の所得割が非課税世帯の子ども ※①

イ)今年に入って家計が急変するなど、住民税非課税相当となった世帯の子ども※②

ウ)生活保護を受けている世帯の子ども※③

※① ※②→あすのばホームページのQ&Aに詳しい説明を載せています。必ずご確認ください。

※③→この給付金は収入認定にはなりませんが、申込前に必ず担当のケースワーカーにご連絡ください。

以上のア)～ウ)の人(いずれか1つ該当)で、下記①～④のいずれかに当てはまる人が申し込みます。

なお、学年はいずれも申し込み時点のものとしします。

①保育園・幼稚園の年長クラスの人(小学入学生)

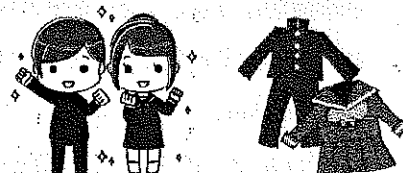
②小学6年生(中学入学生)

③中学3年生(中学卒業生)

④高校・高等専門学校の3年生など、来年の春卒業予定者、または1998年4月2日以降に生まれた人で、来年春に大学(短大含む)、専門学校などに進学を予定している人(高校卒業生等)

※現在大学や専門学校などに在籍している人は、対象ではありません。

ア～ウ、および①～④に当てはまらない人が申し込んだ場合、「非該当」となります。



給付金の金額と募集人数

①小学校入学生=30,000円・210人募集

②中学校入学生=30,000円・390人募集

③中学校卒業生=40,000円・490人募集

④高校卒業生等=50,000円・510人募集

合計 1,600人

募集人数は、児童養護施設などで生活している子どもたちの募集との合計人数です。

なお、この給付金は、事業趣旨に賛同いただいたみなさまからのご寄付により実施します。実際の給付人数は募集人数から変動する可能性があります。

※災害特例給付金=地震・台風・浸水など、2022年に発生した災害で被災した方は、①～④各10人募集し、1万円を増額します。

申込の受付期間

2022年11月21日(月)～12月16日(金)

※郵送の場合は12月12日(月)消印有効

※必ず、期間内にお申し込みください。締め切り後の受付はできません。



申込手続きなどのながれ

1	「あすのば入学・新生活応援給付金」オンライン申込 (郵送でも申し込めますが、オンライン申込の方が簡単です)	12月16日(金)まで 郵送→12月12日(月)消印有効
---	--	---------------------------------

申込フォームの入力もれ、申込書の記入もれがあると、選考できません。入力もれ・記入もれがないか、必ず確認してください。

オンラインで申し込んだ方には、申し込み完了のメールをお送りします。

※アドレスの入力間違いがないか、迷惑メール設定で受信拒否になっていないかを必ず確認してください。

↓ 郵送・FAX で申し込んだ方には、2022年12月下旬までに「受付通知」をお送りします。

2	選考結果のお知らせ	2月15日(水)発送
---	-----------	------------

例年、定員を大幅に上回る申し込みがあるため、選考のうえ、仮決定・不採用の結果をお知らせします。

選考結果は、メールまたは郵送でご連絡します。郵送の場合、2月15日(水)にあすのば事務局から発送のため、お手元に届くまでに少し時間がかかります。ご了承ください。

3	給付仮決定者の方＝証明書類などの郵送	3月10日(金)まで
---	--------------------	------------

↓ 選考の結果、給付が仮決定した方には、別途提出が必要な書類をご案内します。

4	給付決定者の方＝給付金の送金	3月24日(金)まで
---	----------------	------------

提出書類で、申し込み要件に当てはまっているか最終確認を行ったのちに、給付を決定します。申し込み要件に当てはまっていない場合は、給付金を送金できません。メールまたは郵送で給付の決定をお知らせし、申込者本人(お子さん)の金融機関の口座に、2023年3月24日(金)までに送金する予定です。(書類が事務局に届き、確認が取れた人から、順次送金手続きを行います)

フォームの開設は 11/21～

申し込み先

※できる限り、オンラインでお申し込みください。

◎オンライン申し込みは、スマートフォンなどでこちらを読み取ってください →

※メールでのお申し込みは受け付けられません。オンライン申し込みの場合は、必ず申込フォームに入力してください。



郵送先…〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-6 河村ビル 6 階 公益財団法人あすのば
FAX でもお申し込みできます。⇒FAX 番号:03-6277-8519

※郵送の場合、12月13日以降の消印がついたものは受け付けられません。オンライン申し込みの方が受付期間を長く設けており、切手代なども不要ですので、オンラインでの申し込みをお勧めします。

お問い合わせ

※電話がつながりにくくなっております。できる限りメールでお問い合わせください。

公益財団法人 あすのば

Eメール:kyufu@usnova.org 電話:03-6277-8199(平日 10 時～18 時)

個人情報の保護について

申込時に取得した個人情報は、申込者や保護者の承諾なく第三者に提供することはありません。

なお、情報を活動報告や統計的分析、行政の支援制度拡充に向けた政策提言などに使用することがありますが、個人が特定される形で公表することは一切ありません。

子どもの貧困対策センター 公益財団法人あすのば 団体概要

【目的】

この法人は、子どもの貧困などに関する調査研究を行い、広く社会に対して提言をし、また子どもの貧困対策などを行っている全国の団体や個人に対して活動の継続や発展のための支援を行い、さらに生活困窮世帯の子どもや家族などに対する物心両面での支援や情報提供などを行うことで、子どもが貧困の連鎖から脱し、幸せな人生を送ることができる人に成長するように支援し、希望あふれる社会の実現に寄与することを目的とする。

【事業】

- (1) 子どもの貧困やその対策などに関する調査研究や情報収集およびその公開と発信
- (2) 社会に対する子どもの貧困対策などに関する提言とその実現に関する事業
- (3) 子どもの貧困やその対策などに関する啓発および集会や行事などの開催
- (4) 子どもの貧困対策などを実施している公益活動に対する支援
- (5) 子どもの貧困対策などに関わる関係者の連携推進や交流とそれらに対する研修
- (6) 子どもの貧困対策などに関わる事業の受託
- (7) 生活困窮世帯の子どもや家族などに対する物心両面の支援や情報提供などの実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【代表理事】

小河 光治

【理事】

稲田 遼太（弁護士）

久波 孝典（設立時理事、会社員）

末富 芳（日本大学文理学部教授）

野口由美子（公認会計士）

宮本みち子（内閣府「子供の貧困対策に関する有識者会議」座長・放送大学／千葉大学名誉教授）

幸重 忠孝（こどもソーシャルワークセンター理事長・滋賀県スクールソーシャルワーカー）

【監事】

飛田 桂（弁護士・飛田桂法律事務所）

本郷 順子（税理士・行政書士・本郷順子税理士事務所）

【評議員】

赤石千衣子（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長・シングルマザーサポート団体全国協議会代表）

川鍋 慎一（元厚生労働省家庭福祉課長、日本保育協会 常務理事）

鈴木 晶子（シャンティ国際ボランティア会 広報・リレーションズ課課長）

高橋 亜美（アフターケア相談所ゆずりは代表・アフターケア事業全国ネットワークえんじゅ代表理事）

田口 吾郎（いるか理事長）

徳丸ゆき子（CPAO理事長・大阪子どもの貧困アクショングループ代表）

村上 吉宣（全国父子家庭支援ネットワーク代表・社会活動家・ピアソーシャルワーカー）

【事務局】

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-6 河村ビル 6F TEL：03-6277-8199 FAX：03-6277-8519

E-mail：info@usnova.org WEB：www.usnova.org

（2022年9月16日現在）